平成２１年（フ）第２７３４号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番６―501号
債務者　谷川岩太郎
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０２号
宮崎市東大宮４丁目９番３号
債務者　髙野　弘文
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４０号
埼玉県草加市谷塚町669番地３　シティハイム谷沖Ⅱ―201号
債務者　山岸　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
埼玉県草加市谷塚町669番地３　シティハイム谷沖Ⅱ―201号
債務者　山岸みさ子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
埼玉県吉川市中野186番地１サンライフ吉川505、住民票上の住所東京都品川区南大井４丁目４番16―102号
債務者　長内　義彦
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
埼玉県草加市高砂２丁目２番29―703号
債務者　上林　克幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
埼玉県春日部市豊町２丁目３番地５　ライオンズガーデン春日部210号
債務者　須賀　正和
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
埼玉県越谷市東大沢１丁目32番地１　サニーコーポ205号、破産申立時の住所埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン１―305
債務者　福村　宗一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
埼玉県八潮市八潮２丁目20番地１
債務者　横小路欣一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目２番１号
債務者　北原　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地２棟506号、前住所埼玉県越谷市南越谷１丁目６番75号　ジュネシオン新越谷519
債務者　横尾　好信
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
埼玉県狭山市大字北入曽823番地　ガーデングローブ108
債務者　川島　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９号
北海道稚内市大黒２丁目７番31号
債務者　谷田　則雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１００号
岩手県奥州市水沢区天文台通り６番12号
債務者　阿部　文恵
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０１号
岩手県奥州市水沢区真城字中道８番地１　佐藤アパート７号室
債務者　成田　政徳
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第５２３号
埼玉県川越市大字砂83番地７
債務者　前田　靖志
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４０号
埼玉県比企郡川島町大字伊草235番地
債務者　中村　雅一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

第明治三十二種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日